

瀬戸市福祉事務所長委任規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成 27 年 3 月 27 日

瀬戸市長 増岡 錦也

瀬戸市規則第 6 号

瀬戸市福祉事務所長委任規則の一部を改正する規則

瀬戸市福祉事務所長委任規則（昭和 62 年瀬戸市規則第 3 号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(委任事務)</p> <p>第 3 条 児童福祉法（昭和 22 年法律第 164 号。以下この条において「法」という。）第 3 条第 2 項及び第 3 項の規定により、次に掲げる事務を福祉事務所長に委任する。</p> <p>(1) <省略></p> <p>(2) <省略></p> <p>(3) 法第 23 条第 1 項本文の規定による母子保護の実施（法第 31 条第 4 項の規定により母子保護の実施とみなされる同条第 1 項の規定による母子生活支援施設における保護を含む。）及び法第 23 条第 1 項ただし書の規定による適切な保護に関する事。</p> <p>(4) <u>法第 24 条第 1 項の規定による保育所における保育に関する事。</u></p> <p>(5) <u>法第 24 条第 3 項の規定による保育所、認定こども園又は家庭的保育事業等の利用に係る調整及び要請に関する事。</u></p>	<p>(委任事務)</p> <p>第 3 条 児童福祉法（昭和 22 年法律第 164 号。以下この条において「法」という。）第 3 条第 2 項の規定により、次に掲げる事務を福祉事務所長に委任する。</p> <p>(1) <省略></p> <p>(2) <省略></p> <p>(3) 法第 23 条第 1 項本文の規定による母子保護の実施（法第 31 条第 5 項の規定により母子保護の実施とみなされる同条第 1 項の規定による母子生活支援施設における保護を含む。）及び法第 23 条第 1 項ただし書の規定による適切な保護に関する事。</p> <p>(4) <u>法第 24 条第 1 項本文の規定による保育の実施及び同項ただし書の規定による適切な保護に関する事。</u></p> <p>(5) <u>児童福祉法施行規則（昭和 23 年厚生省令第 11 号）第 22 条第 6 項の規定による助産の実施又は母子保護の実施の申込みの勧奨に関する事。</u></p>

- | |
|---|
| <p>(6) <u>法第24条第4項の規定による保育の利用の申込みの勧奨及び保育を受けることができるようにするための支援に関すること。</u></p> <p>(7) <u>法第24条第5項又は第6項の規定による保育を行う措置に関すること。</u></p> <p>(8) <u>児童福祉法施行規則（昭和23年厚生省令第11号）第22条第6項の規定による助産の実施又は母子保護の実施の申込みの勧奨に関すること。</u></p> |
|---|

附 則

この規則は、平成27年4月1日から施行する。